

台風23号被害罹災者対象支援
被災家庭支援資金の貸付について

台風23号の被害を受けられた、くらしの不安定な低所得者の方を対象に、被災した家庭の日常生活の復旧を図っていただくことを目的に、下記のとおり貸付金として支援を実施します。

対象

台風23号で被災された低所得の家庭を対象に下記の資金を貸し付けます。

生活必需品購入費用

住まい改修費用

貸付の内容

貸付限度額 200,000円

償還の期限 貸付の日から4年以内（ただし、据え置き期間4月以内）

償還方法 一時払い又は分割払い

貸付利子等 貸付金は無利子とし、担保の提供（保証人の保証を含む）を要しないものとします。

この資金にかかる申請は平成16年11月30日までのものとします。